

募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。
お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、ウェンディー・ジャパン株式会社(以下「当社」という)が企画、募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容、条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)(以下「募集型企画旅行約款」という)によります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供する運送や宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2 旅行の申込み方法

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料の一部として取り扱います。

旅行代金	申込金
20,000 円未満	申込金なし。全額お支払いのみ
20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円
50,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円
100,000 円以上	旅行代金の 20%以上

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の申込時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。申込金の支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし通信契約による旅行契約の成立は第19項の定めによります。
- (4) 旅行参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には予約お申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (5) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (6) 団体・グループ契約
- <1> 当社は同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の<2>～<5>の規定を適用します。
- <2> 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- <3> 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- <4> 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- <5> 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者となしとします。

3 申込条件

- (1) 20歳未満の方には、親権者の同意が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (3) 健康被害防止の方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障りのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴覚犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を要する方は、お申し込みの再、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行開始直前にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要となる条件についてお問い合わせし、又は書面ですれを申し出ていただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同行者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更する等等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用原則としてお客様の負担とします。
- (6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。
- (8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (9) お客様がほかのお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (10) お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (11) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
- (12) お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威迫を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (13) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1) 当社は第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容及び当社の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))をお渡しします。旅行契約はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

- てご説明いたします。
- (5) 当社が募集型企画旅行により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5 旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。))よりも前にお支払いいただきます。基準日以降にお申込みされた場合は、申込時又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な金付けを含みます。
- (3) パンフレットに旅行代金に含まれるものとして明示したその他の費用。
- *上記はお客様のご都合により、一部ご利用されなくても払い戻しはありません。

7 旅行代金に含まれないもの

- 第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一例を例示します。
- (1) 超過手荷物料金。(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- (2) クリーニング代、電報や電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴うサービス料。
- (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費。
- (4) 1人部屋使用される場合の追加料金
- (5) 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (6) 一室をお一人様でご利用される場合や延泊などの追加代金。
- (7) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
- (8) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

8 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にららない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額又は減額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなれるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第8項(1)に契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4) 当社は運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場において、旅行契約の成立後、に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10 お客様の交通

- お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,100円)とともに当社に提出していただきます(すでに航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関する費用を請求する場合があります。)。旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交代をお断りする場合があります。

11 お客様による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

- (1) お客様は、いつでも第13項に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期間」とは、お客様がお申込みの営業日の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- (2) お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項【1】の(1)の取消料が適用されます。
- (3) お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- ア. 第8項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第18項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- イ. 第9項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- エ. 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
- オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4) 当社は、本項【1】により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻したします。申込金のみで取消料がもたらさないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1)乗利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。
- (5) 当社は本項【1】の(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

【2】旅行開始後

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない自由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことにな当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった

分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなくてはならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。))を差し引いたものをお客様に払い戻します。

12 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、第14項の(1)に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- イ. 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件をお客様が満たしていないことが明らかになったとき。
- ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- エ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日曜りにあたっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- カ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- キ. お客様が第4項(10)～(12)に該当することが判明したとき。

【2】旅行開始後

- (1) 当社はつぎに掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- ア. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当氏が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当氏は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすでに支払い、又はこれらを支払わなければならない費用(12項の金額)を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (3) 当氏は、本項【2】のイ、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
- (4) お客様が第4項(10)～(12)に該当することが判明したとき。

13 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

ア. 日曜日旅行以外

区分	取消料
(a) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日以前の解除	無料
(b) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前に当たる日以降の解除 ((c)から(f)に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
(c) 旅行開始日の前日からさかのぼって7日前に当たる日以降の解除 ((d)から(f)に掲げる場合を除く)	旅行代金の30%
(d) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
(e) 旅行開始の当日の解除 ((f)に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
(f) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合。	旅行代金の100%

イ. 日曜日旅行

区分	取消料
(a) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合 ((b) から(f) までに掲げる場合を除く。)	無料
(b) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以降に解除する場合 ((c) 及び(f) に掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
(c) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合 ((d) から(f) に掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%
(d) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
(e) 旅行開始の当日の解除 ((f) に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
(f) 旅行開始後又は無連絡不参加の場合。	旅行代金の100%

- (2) 当社の責任と認めない各理由への取扱い上の事由に基づき取消になる場合も本項の取消料をお支払いいただきます。
- (3) お取消時すでに渡航手続を開始又は終了している場合には、本項の取消料の他に渡航手続所要費および渡航手続代行料金を申し受けます。

14 旅費管理

- (1) 当氏はお客様旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】

- (3) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。添乗員の業務上の原則として8時から20時までとします。

【現地添乗員同行プラン】

- (4) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的の到着地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務範囲とします。

【現地係員案内プラン】

- (5) 現地係員案内表示コースには添乗員は同行いたしません。当社は現地において

手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせ、その者の連絡先は最終日程表等の確定書面に明示します。

【個人旅行プラン】

(6) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

15 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げるような自由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - ウ. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - エ. 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - オ. 自由行動中の事故
 - カ. 食中毒
 - キ. 盗難
 - ク. 運送機関の遅延、不遇、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

16 お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

17 特別補償

- (1) 当社は、第15項の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行約款(募集型企画旅行契約の部の特別補償規程)により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、
- 死亡補償金として 1500 万円
 - 入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、
 - 通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。
 - 携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき 15 万円をもって限度とします。
- ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他壊れやすい物等補償の対象とならないものがあります。
- (2) 当社が第15項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償補償金の一部又は全部に充当します。
- (3) 当社が募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (4) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中にはいたしません。
- (5) お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意の法令違反行為、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

18 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更については、当社に第15項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、この限りではありません。
- 【1】 次に掲げる自由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただしサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不遇、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービスの中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- 【2】 第11項及び第12項の規定に基づいて旅行契約が解除されたとき当該解除された部分に係る変更
- 【3】 パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第15項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価格以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

＜変更補償金の表＞

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限りまう。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注3. 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注4. 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5. 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注6. 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

19 運賃契約により、旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名名」で旅行代金等の支払を受けることを条件に以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受けられる場合があります。(以下「通信契約」といいます。)

- (1) 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画契約の部」に準拠いたします。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻責務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約の申し込みに際し、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (4) 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
- (5) 会員と通信契約を締結した場合であって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に依る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合があります。
- (6) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受け付けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- (7) 携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (8) 会員の通信機器に本項(7)に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

20 ご旅行条件、ご旅行代金の基準

- (1) 特別に注釈のない場合、満12歳以上はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「お支払い対象旅行代金」は募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第13項(1)の取消料、第12項(1)の「違約料」、および第18項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

21 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (2) お預かりする個人情報をお客様ご本人のお申し出によりその内容を開示いたします。また内容の訂正および削除のお申し出があった場合は、速やかにこれに応じます。
- (3) 当社の個人情報保護方針およびお取り扱いについては、当社ホームページ <https://wendytour.co.jp/jp/privacy> をご覧下さい。

22 その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のその諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の改修に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがございますが、お買い物の際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときには、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰するべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

- (6) ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむをえない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (9) 手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

23 募集型企画旅行約款について

この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書と間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.wendytour.jp> でもご覧いただけます。

24 ご旅行条件の基準

この旅行条件は2020年4月1日を基準としています。

旅行企画、実施
ウェンディー・ジャパン株式会社
東京都港区虎ノ門 3-8-27 巴町アネックス 2 号館 8 階

大阪府知事登録旅行業 第 2-2815 号
一般社団法人 全国旅行業協会 (ANTA) 正会員
日本政府観光局 (JNTO) 正会員